

○船橋市情報公開条例施行規則

平成14年 6月28日

規則第50号

改正 平成16年 3月31日規則第24号  
平成16年 6月30日規則第87号  
平成17年 3月31日規則第42号  
平成22年 3月29日規則第13号  
平成23年 3月31日規則第42号  
平成24年 3月30日規則第73号  
平成25年 3月27日規則第7号  
平成28年 3月30日規則第21号

船橋市情報公開条例施行規則

船橋市公文書公開条例施行規則（平成3年船橋市規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公文書開示請求書）

第2条 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、希望する開示方法とする。

（平17規則42・一部改正）

（開示決定等に関し通知する事項等）

第3条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 開示を実施する日時及び場所

2 条例第11条第1項に規定する書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をしたとき 公文書開示決定通知書（第2号様式）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をしたとき 公文書部分開示決定通知書（第3号様式）

3 条例第11条第2項に規定する書面は、公文書不開示決定通知書（第4号様式）とする。

（平17規則42・一部改正）

（開示決定等期間延長通知書）

第4条 条例第13条第2項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第5条 条例第14条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書（第6号様式）とする。

（事案移送通知書）

第6条 条例第15条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（第7号様式）とする。

（第三者に通知する事項等）

第7条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求のあった年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出期限

2 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第16条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(2) 前項各号に掲げる事項

3 条例第16条第1項の規定による通知は、意見照会書（第8号様式）によるものとする。

4 条例第16条第2項に規定する書面は、意見照会書（第9号様式）とする。

5 条例第16条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の開示に係る意見書（第10号様式）とする。

6 条例第16条第3項に規定する書面は、公文書の開示に係る通知書（第11号様式）とする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第8条 条例第17条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 録音テープ 次に掲げる方法

ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（平17規則42・一部改正）

（審査会に諮問した旨の通知）

第9条 条例第22条の規定による通知は、諮問通知書（第12号様式）によるものとする。

（平17規則42・旧第11条繰上・一部改正、平28規則21・一部改正）

（情報公開に努める出資等法人）

第10条 条例第27条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人であって、別表に定めるものとする。

(1) 資本金、基本金その他これらに準ずるものの市の出資する割合が当該法人において最大である法人

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人

(3) 市の事務又は事業と密接な関連を有する事業を行う法人であって、その運営に相当の財政的援助を行っているもの

（平17規則42・旧第12条繰上・一部改正、平28規則21・一部改正）

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平22規則13・追加）

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第24号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第87号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第42号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第42号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第73号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、「  
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会  
財団法人船橋市開発協会

」を「社会福祉法人船橋市社会福祉協議会」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

（平24規則73・全改、平25規則7・一部改正）

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

公益社団法人船橋市清美公社

公益財団法人船橋市医療公社

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団

公益財団法人船橋市公園協会

株式会社船橋都市サービス

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社

公益財団法人船橋市福祉サービス公社

第1号様式

公文書開示請求書

年 月 日

あて

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

フリガナ

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先電話番号

法人その他の団体にあつては、担当者名

船橋市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求する公文書の名称又は内容	
------------------	--

希望する開示方法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴・聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付( <input type="checkbox"/> 郵送希望)
----------	---

第2号様式

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、船橋市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

公文書の名称		
開示の実施の方法		
開示を受けることができる日時及び場所	日時	
	場所	
担当部課		
備考		

注 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

第3号様式

公文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、船橋市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称		
開示の実施の方法		
開示を受けることができる日時及び場所	日時	
	場所	
開示しない部分の概要及び理由		
開示しない理由が消滅する期日		
担当部課		
備考		

注 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、 となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第4号様式

公文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、船橋市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
開示しない理由	
開示しない理由が消滅する期日	
担当部課	
備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、 となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第5号様式

開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、船橋市情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の 名称又は内容	
条例第13条第1項に規定 する決定期間	
延長後の期間	
延長の理由	
担当部課	
備考	

第6号様式

開示決定等の期限の特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、次のとおり船橋市情報公開条例第14条の規定を適用したので通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
条例第13条第1項に規定する決定期間	
開示請求に係る公文書のうち相当の部分について開示決定等をする期間	
開示請求に係る公文書のうち上記期間内に開示決定等をする相当の部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	
条例第14条を適用する理由	
備考	

第7号様式

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、船橋市情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、当開示請求に対する開示決定等は、事案の移送後の実施機関が行います。

開示請求に係る公文書の 名称又は内容		
移送前	実施機関名	
	担当部課	
移送後	実施機関名	
	担当部課	
移送した年月日		
移送した理由		
備考		

第8号様式

意見照会書

第 号  
年 月 日

様

印

船橋市情報公開条例第6条第1項の規定により、 に関する情報が記録されている下記公文書の開示請求がありました。当該公文書を開示することについて、同条例第16条第1項の規定により、意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

なお、意見書を提出される場合には、公文書の開示に係る意見書により、 年 月 日までに提出してください。

開示請求のあった年月日	
開示請求に係る公文書の名称	
公文書に記載されている に関する情報の内容	
備考	

第9号様式

意見照会書

第 号  
年 月 日

様

印

船橋市情報公開条例第6条第1項の規定により、 に関する情報が記録されている下記公文書の開示請求がありました。当該公文書を開示することについて、同条例第16条第2項の規定により、意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

なお、意見書を提出される場合には、公文書の開示に係る意見書により、 年 月 日までに提出してください。

開示請求のあった年月日	
開示請求に係る公文書の名称	
公文書に記載されている に関する情報の内容	
条例第16条第2項第1号又は 第2号の適用区分及び当該 規定を適用する理由	
備考	

第10号様式

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

あて

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地)

フリガナ

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及  
び代表者の氏名)

連絡先電話番号

法人その他の団体にあつては、担当者名

年 月 日付け 第 号で通知のあった照会について、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る公文書の名称	
開示に対する意見	<input type="checkbox"/> 開示されても差し支えない <input type="checkbox"/> 開示に反対する
開示に反対する部分	
開示に反対する理由	

第11号様式

公文書の開示に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付け 第 号で意見を照会した に係る情報が記録されている公文書について、次のとおり開示することに決定したので、船橋市情報公開条例〔第16条第3項 第23条において準用する同条例第16条第3項〕の規定により通知します。

公文書の名称	
開示される に係る情報の内容	
開示決定年月日等	
開示することとした理由	
開示を実施する日	
備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、 となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第12号様式

諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付け 第 号の開示決定等に対する審査請求について、船橋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、船橋市情報公開条例第22条の規定により通知します。

審査請求の対象となった開示決定等	公文書の名称又は内容	
	開示決定等の区分	
審査請求を行った日		
審査請求の内容		
諮問をした日		
備考		

第1号様式

(平17規則42・全改)

第2号様式

(平17規則42・全改)

第3号様式

(平17規則42・全改、平28規則21・一部改正)

第4号様式

(平17規則42・全改、平28規則21・一部改正)

第5号様式

(平17規則42・全改)

第6号様式

(平17規則42・全改)

第7号様式

(平17規則42・全改)

第8号様式

(平17規則42・全改)

第9号様式

(平17規則42・全改)

第10号様式

(平17規則42・全改)

第11号様式

(平17規則42・全改、平28規則21・一部改正)

第12号様式

(平17規則42・全改、平22規則13・平28規則21・一部改正)